

平成 25 年 8 月 9 日

日本 LP ガス協会

平成 26 年度 LP ガス備蓄等に関する要望について

1981 年の石油備蓄法改正後民間備蓄は、1988 年度末に 50 日分の備蓄を達成し、以降 20 余年が経過しました。

本来 LP ガスの備蓄制度は、平成 17 年の総合資源エネルギー調査会石油分科会石油部会石油備蓄専門小委員会報告書「石油備蓄事業は、本来国家安全保障政策であり、国が直接実施すべき性格のものである…国家備蓄で整備することを究極的な目標とすべきである。」にある通り、国の責任において実施されるべき施策であると理解しております。

こうした中、平成 24 年度末は LP ガス備蓄制度において、地上 3 基地に加え、地下 2 基地が完成し、LP ガス国家備蓄 150 万トン体制が確立されるという歴史的転換点を迎えました。

以上のような状況を踏まえ、今般弊協会において LP ガス備蓄等に関する要望書を 8 月 8 日に資源エネルギー庁へ提出しました。

【要望事項】

1. 国備完成に伴う民間備蓄日数の軽減について

国家備蓄制度の確立に伴い、民間備蓄日数を段階的に軽減していただきたい。

- (1) 完成した地下 2 基地にガスインを行った時点で、民間備蓄の相当備蓄日数分を軽減
- (2) 150 万トンの貯蔵が全て完了した時点で、民間備蓄日数を 30 日へと軽減

2. 現行備蓄制度における効果的運用の要望について

LP ガス備蓄制度の効果的運用の具体策として次の措置を講じていただきたい。

- (1) 本邦に向けて航行する船舶に積載されている LP ガスの洋上備蓄カウント場所の拡大
- (2) 価格高騰時における一時的緩和措置

3. 備蓄 LP ガスの助成について

- (1) 備蓄 LP ガスに対する融資（既融資分も含む）比率は 90%であるため、100%へ引き上げていただきたい。
- (2) 備蓄 LP ガスの融資に対する利率を全額無利子としていただきたい。
- (3) 備蓄 LP ガスの融資の対象日数を民間備蓄日数 100%としていただきたい。

【本件に関するお問い合わせ先】

日本 LP ガス協会事務局 供給グループ（担当：旦、坂根、磯貝）

TEL:03-3503-5741 FAX:03-3580-7776

以上